

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成18年3月27日京都市条例第144号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

介護保険法の一部改正に伴い、老人介護支援センターにおいて地域包括支援センターとしての事業を行うこと等とするために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市条例第144号

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(京都市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「者」の右に「(通所介護(介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。以下同じ。)を受ける者に限る。)」を加え、「(介護保険法第7条第11項に規定する通所介護をいう。以下同じ。)」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「者」の右に「(介護予防通所介護(介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。)を受ける者に限る。)」を加え、「通所介護」を「介護予防通所介護」に、「介護保険法」を「同法」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第5条第3号に掲げる者(介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を受ける者に限る。) 同法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第7条第2項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条第2号に掲げる者(認知症対応型通所介護(介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を受ける者に限る。) 認知症対応型通所介護に関し同法第42条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(京都市特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第7条第21項」を「第8条第24項」に改め、同項第2号中「第7条第13項」を「第8条第9項」に改め、同項第3号中「短期入所生活介護」を「介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護」に、「介護保険法」を「同法」に改める。

(京都市老人介護支援センター条例の一部改正)

第3条 京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第20条の7の2」を「第20条の7の2第1項」に改め、同条第2号中「介護保険法」の右に「(以下「法」という。)」を加え、「第7条第18項」を「第8条第21項」に改め、「居宅介護支援事業」の右に「(別に定めるセンターを除く。)」を加え、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業

(4) 法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターとしての事業
第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都市春日丘老人介護支援センターにおいては、
前項第1号、第2号及び第5号に掲げる事業を行う。

第3条第2項第1号中「前条各号」を「前条第1項各号(別に定めるセンターにあっては同項第2号を除き、京都市春日丘老人介護支援センターにあっては同項第3号及び第4号を除く。)」に改める。

第5条第1項中「介護保険法第7条第18項に規定する」を削り、「居宅介護支援」の右に「(法第8条第21項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)
又は介護予防支援(法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいう。以下

同じ。)」を加え、同条第2項中「介護保険法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費の」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 居宅介護支援を受ける者 法第46条第1項に規定する居宅介護サービス

計画費の額

(2) 介護予防支援を受ける者 法第58条第1項に規定する介護予防サービス

計画費の額

別表中

京都市柊野在宅介護支援センター	京都市柊野地域包括支援センター
京都市成逸在宅介護支援センター	京都市成逸地域包括支援センター
京都市小川在宅介護支援センター	京都市小川地域包括支援センター
京都市仁和在宅介護支援センター	京都市仁和地域包括支援センター
京都市高野在宅介護支援センター	京都市高野地域包括支援センター
京都市修学院在宅介護支援センター	京都市修学院地域包括支援センター
京都市本能在宅介護支援センター	京都市本能地域包括支援センター
京都市御池在宅介護支援センター	京都市御池地域包括支援センター
京都市西ノ京在宅介護支援センター	京都市西ノ京地域包括支援センター
京都市粟田在宅介護支援センター	京都市粟田地域包括支援センター
京都市東山在宅介護支援センター	京都市東山地域包括支援センター
京都市日ノ岡在宅介護支援センター	京都市日ノ岡地域包括支援センター
京都市勧修在宅介護支援センター	京都市勧修地域包括支援センター
京都市修徳在宅介護支援センター	京都市修徳地域包括支援センター
京都市島原在宅介護支援センター	京都市島原地域包括支援センター
京都市陶化在宅介護支援センター	京都市陶化地域包括支援センター
京都市東九条在宅介護支援センター	京都市東九条地域包括支援センター
京都市久世在宅介護支援センター	京都市久世地域包括支援センター
京都市西院在宅介護支援センター	京都市西院地域包括支援センター

京都市葛野在宅介護支援センター
京都市桂川在宅介護支援センター
京都市東高瀬川在宅介護支援センター
京都市春日丘在宅介護支援センター

京都市葛野地域包括支援センター
京都市桂川地域包括支援センター
京都市東高瀬川地域包括支援センター
京都市春日丘老人介護支援センター

に改める。

(京都市老人短期入所施設条例の一部改正)

第4条 京都市老人短期入所施設条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「短期入所生活介護（）」を削り、「第7条第13項」を「第8条第9項」に改め、「をいう。以下同じ。」を削り、同項第2号中「短期入所生活介護」を「介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護」に、「介護保険法」を「同法」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)